

山形空港における緊急時の航空機搭乗客等の搬送に関する協定書

山形県山形空港事務所長 清野一晴（以下「甲」という。）と有限会社はながさバス代表取締役 星川 篤（以下「乙」という。）は、山形空港（以下「空港」という。）及びその周辺における航空機事故等の緊急事態に対応するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機事故等が発生した事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに、乙の提供する車両（以下「路線バス」という。）を利用して航空機の搭乗客及び搭乗員（以下「搭乗客等」という。）を安全な場所まで救難搬送活動することにより、被害の拡大防止、又は被害の軽減を図ることを目的とする。

（緊急事態）

第2条 「緊急事態」とは、航空機事故のほか、オーバーラン、イレギュラー運航、不法奪取事案等の航空機の異常状態をいう。

（出動要請及び出動に係る経費）

第3条 甲は、緊急事態が発生し、航空機の搭乗客等の搬送が必要と認めたときは、乙に対して無償で路線バスの出動を要請することができるものとする。ただし、長期的緊急事態又は大規模災害時における路線バスの長期救難搬送活動に係る経費については、別途協議するものとする。

（出動及び搭乗客等の搬送）

第4条 乙は、前条による出動要請がなされたときは、すみやかに路線バスを緊急事態発生場所に出動させ、航空機の搭乗客等を安全な場所まで搬送するものとする。ただし、路線バスが遠方にあって直ちに出動できない場合は、この限りではない。

（救難搬送活動の指揮）

第5条 緊急事態が発生した場合の搭乗客等の救難搬送活動の指揮は、甲がこれにあたる。ただし、航空機事故が発生した場合の「現地合同本部」又は航空機不法奪取事案が発生した場合の「合同対策本部」が設置された場合は、その本部長が指揮にあたるものとする。

（制限区域への立入り）

第6条 甲が、緊急事態時に搭乗客等を搬送することを目的として制限区域内に路線バスを立入らせる場合の手続き等は、次のとおりとする。

- (1) 路線バスが制限区域内へ立入る場合は、甲から乙に事前に要請を行い、所定の手続きにより制限区域への立入り及び車両の運転を許可するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、この限りではない。

(2) 前項ただし書きの場合にあっては、特段の手続きを要することなく立入りできるものとするが、この場合は甲の車両による先導を要するものとする。

(救難搬送活動に係る命令系統)

第7条 甲又は合同対策本部長は、緊急事態が発生し、航空機の搭乗客等の搬送が必要と認めたときは、乙に対し報告するとともに、乙は路線バスの運転手に指示を出すものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意見等がないときは、有効期限満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

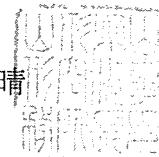
(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 28年 2月 / 日

甲 山形県東根市大字羽入字柏原新林3008
山形県山形空港事務所長 清野一晴



乙 山形県尾花沢市大字尾花沢1349-3
有限会社 はながさバス
代表取締役

